

環境ISO活動の現況

(平成23年度)

(J I M443-1)

作成：EMS事務局

平成24年9月作成

目 次「23年度分」

<u>I</u>	<u>ISO14001 適合範囲の事業活動</u>	2
<u>II</u>	<u>環境方針</u>	2
<u>II-2</u>	<u>環境方針（こども版）</u>	4
<u>III</u>	<u>資源・エネルギー使用状況</u>	5
<u>IV</u>	<u>環境負荷の現状</u>	6
<u>V</u>	<u>平成23年度の全体的な取組み</u>	7
<u>VI</u>	<u>使用量及び環境負荷の削減目標（平成24年度）</u>	20

I ISO14001 適合範囲の事業活動

一般廃棄物中間処理を含むし尿処理業務、一般廃棄物中継運搬業務及び内部管理業務等から発生する環境影響を管理するために、運営されている環境マネジメントシステム

II 環境方針

【1】基本理念

城南衛生管理組合は、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町の3市3町で構成する特別地方公共団体（一部事務組合）として、管内住民の日常生活から排出されるごみやし尿の処理・処分、埋め立て処分及び資源ごみのリサイクル事業に大きな足跡を残してきました。

しかし、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会が、地球環境に様々な影響を及ぼしていることから、環境の世紀といわれる21世紀の今日、私たちの地球は、人類にとって危機的状況となっています。

こうした中、廃棄物の適正処理を担う当組合では、地球温暖化防止等の様々な対策を推し進めるとともに、自らが環境に影響を与えていることを自覚し、循環型社会及び低炭素社会のさらなる構築と、安心安全な施設運営を自らの責任により決定し、実施します。

このため、私たちは『かけがえのないこの美しい地球を、しっかり次の世代に引き継ぐために』を理念として、ISO14001適合自主宣言をし、継続的な環境の保全とさらなる改善に積極的に取り組むことを決意し、ここに環境方針を定めます。

【2】環境方針

1 城南衛生管理組合は、資源の有効利用、廃棄物の抑制と再資源化、大気・水質汚染物質の削減を進めます。各処理施設は、今日まで最新の環境技術を取り入れ、施設改善を進めて来ました。今後も、より高度な処理をめざし、住民にとって一層安心安全な施設運営を図るため、次の具体的取組みを進めます。

- (1) 高度な処理水質の自主基準維持及び臭気対策を継続的に進めます。
- (2) ダイオキシン類削減をはじめ、大気汚染防止に努めます。
- (3) 温室効果ガスの削減を目的に、平成27年に稼働予定している粗大ごみ処理施設に太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーの有効利用を進めます。

- (4) 電気、灯油、地下水、OA用紙等資源・エネルギーの削減、及び有効利用と廃棄物抑制を基本とする3Rの取組みを進めます。クリーン21長谷山で成功を収めている発電技術を活かし、折居清掃工場更新の際には、ごみの持つ発熱エネルギーを有効利用するとともに、ごみ処理過程で発生する工場排水の再利用を図り、上水の使用量削減に努めます。
- (5) 環境に配慮したグリーン購入を計画的に進めます。
- (6) ISOの精神を十分に踏まえ、環境に配慮した事業所活動の一層の充実を図ります。
- (7) 地球温暖化防止に寄与する壁面緑化事業を推進します。
- (8) 組織を挙げて、エコドライブを実行します。
- (9) 剪定樹木のリサイクルに努めます。
- (10) 環境マネジメントシステムを日常業務に応用し、活用します。

2 城南衛生管理組合は、「環境関連法規制」はもとより、自主基準や外部の利害関係者からの要望を含む「組合が同意したその他の要求事項」を順守し、汚染の予防を基本に、住民にとって快適な生活環境保全を図るとともに、環境マネジメントシステムを定期的に評価・見直し、継続的な改善を図り、さらなる発展を目指します。

また、職員に対する教育・訓練を継続的に実施し、環境方針の周知徹底、環境保全意識の向上に努めます。さらに、管内住民への、地球環境保全啓発活動の充実を図ります。

3 城南衛生管理組合の環境方針は、広報紙「エコネット城南」やホームページ「城南衛生管理組合」等を活用し、何人にも公開します。また、組合が保有する環境に関する情報は、情報公開制度の理念に基づき、組合内外に公開します。

4 「地球温暖化対策実行計画 地球元気プランⅡ」を推進し、温室効果ガスの削減に努めます。

5 ISO14001適合サイトは、本庁・クリーンピア沢・ごみ中継場、折居清掃工場、奥山リユースセンター、グリーンヒル三郷山、クリーン21長谷山、エコ・ポート長谷山とします。

Ⅱ-2 環境方針（こども版）

次世代を担う子供たちの環境意識を啓発する一環として、環境方針の表現を平易にしたものを作成しています。

こども版については、外部審査の際に高い評価を受けています。

Ⅲ 資源・エネルギー使用状況

【1】電気・燃料

年度 活動項目	H22年度	H23年度	対前年度比	
	2010	2011	(増減)	%
電気 (kwh)	2,917,830	2,743,402	-174,428	-5.98
灯油 (ℓ)	360,000	330,000	-30,000	-8.33
軽油 (ℓ)	30,961	32,471	+1,510	+4.88
ガソリン (ℓ)	3,104	2,459	-645	-20.78
井戸水 (m³)	233,825	238,615	+4,790	+2.05

ガソリンは20.78%、灯油は8.33%、電気使用量は5.98%削減になりました。逆に軽油が4.88%井戸水は2.05%増加しています。電気使用量に関しては、関西電力からの節電要請もあり、例年にも増してきめ細かい節電対策をとった効果が出ています。反面節電施策のため、売電を増加させる目的で、ごみ中継搬送ルートを変更し、クリーン21への搬送が増加したため、軽油の使用量が増えました。(全て前年度比較)

【2】OA用紙

年 度	H22年度	H23年度	対前年度比	
使用量 (枚数)	889.00枚	756.50枚	-132.5枚	-14.90%

印刷する前にプリントアウトする必要性及び印刷部数等を精査することや、裏面使用すること等により努力を続けて来ましたが、平成12年度以降毎年順調に減量したことで、削減は平成19年度あたりから上限近くに到達しています。

しかし平成23年度はA3用紙を半分に切断する等、積極的に取り組んだ結果、大幅に削減することが出来ました。

【3】経 費

単位：千円

年度 活動項目	H22年度	H23年度	対前年度比
電気	37,525	38,001	+476
灯油	21,717	24,166	+2,449
軽油	3,719	3,891	+172
ガソリン	439	357	-82
OA用紙	353	182	-171
合 計	63,753	66,597	+2,844

IV 環境負荷の現状

【1】環境負荷

		年間消費量		CO2 排出係数 (ウ)	CO2 排出量 (単位 : kgCO2)	
		平成 22 年度 (ア)	平成 23 年度 (イ)		平成 22 年度 (ア) × (ウ)	平成 23 年度 (イ) × (ウ)
電気	購入電力	2,917,830kwh	2,743,402kwh	0.384kgCO2/kwh	1,120,447	1,053,466
燃料	灯油	360,000 ㍓	330,000 ㍓	2.528kgCO2/L	910,080	834,240
公用車等燃料	軽油	30,961 ㍓	32,471 ㍓	2.644kgCO2/L	81,861	85,853
	ガソリン	3,104 ㍓	2,459 ㍓	2.359kgCO2/L	7,322	5,801
CO2 排出量合計					2,119,710	1,979,360
					2,120 t CO2	1,979 t CO2

※平成 22 年度との比較においては、1 年間で 141 t CO2 の減になりました。

V 平成 23 年度の全体的な取組み

【1】環境影響の監視・測定

クリーンピア沢では、ISO14001 規格の要求事項に則し環境監視及び測定の手順を定め、周辺への環境影響調査を実施して来ました。

排水（河川への放流）、排気ガス（大気への排出・ダイオキシン類）とも、法規制値や上乗せした自主基準値を大幅に下回る運転を維持しています。

（1）排 水

○河川への放流（し尿処理水）

	項 目	単 位	法規制値	自主基 準値	1 か月 平均値	最大値	最小値
総合放流水 平均値＝年間平 均 測定＝毎月1回	BOD	m g /L	20以下	10以下	2.0未満	2.2	1未満
	COD	m g /L	20以下	20以下	4.5	6.1	3.5
	SS	m g /L	70以下	10以下	1未満	1未満	1未満
	全リン	m g /L	2以下	1.0以 下	0.07未満	0.09	0.06 未 満
	全窒素	m g /L	20以下	10以下	1.5	2.0	1.0
	色度	度		40以下	2 未満	4.0	1未満
	大腸菌郡数	個/cm3	3000	3000	5.0	46	0
	P H		5.8～8.6	5.8～ 8.6	6.6	7.0	6.2

（2）排気ガス

★大気への排出（焼却炉排気ガス）※2回測定平均値

	項 目	単 位	法規制値	実測値
クリーンピア沢 （し尿処理）	ばいじん	g /m ³ N	0.25	0.036
	窒素酸化物	p p m	250	67
	硫黄酸化物（量）	m ³ N/h		0.0886
	硫黄酸化物（K値）	---	2.34	0.1074
	塩化水素	m g /m ³ N	700	4.9

★ダイオキシン類

	項 目	単 位	法規制値	実測値
クリーンピア沢	排ガス	n g -TEQ/Nm	10	0.049
	ばいじん	設備の構造上排出しない		
	焼却灰	n g -TEQ/Nm	3	0.0000057
総合放流水	排水	p g -TEQ/L	10	0.000088

n g （ナノグラム） 10億分の1グラム

p g （ピコグラム） 1兆分の1グラム TEQ

（ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンの毒性等量に換算した数値）

Nm³（ノルマル立法メートル） 0℃ 1気圧の状態に換算した気体の体積

(3) 目的・目標等の監視測定

区 分	項 目	測定頻度等
環境目的・目標	① 資源エネルギー 電気、燃料、OA用紙、用水	使用量・CO2 排出量
	② 臭気	年1回測定及び自主測定
	③ BDF 排気ガス	なし
	④ 廃棄物・リサイクル	排出量等毎月集計
	⑤ グリーン購入	実施率
法規制	① 水質	毎月1回及び自主測定
	② 大気	年2回測定
	③ ダイオキシン類（排ガス・排水）	年1回測定
	④ 臭気	年1回測定

【2】 緊急事態対応

緊急事態特定内容	対応方法
火災による環境汚染の発生	毎年定期的に訓練（テスト）を実施
灯油の漏洩による火災・汚染	毎年定期的に訓練（テスト）を実施
汚泥漏出の拡散防止の初期活動	毎年定期的に訓練（テスト）を実施

【3】 環境に関する事故・苦情

項目	発生件数	備考
重大な事故	0件	なし
停電等トラブル	0件	なし
苦情	0件	なし
意見・情報提供	0件	なし

【4】 有害物質の保有

ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (平成23年3月末現在)

高圧三相変圧器（トランス）	1台
柱上オイル入開閉器（POS）	1台
安定器	178個
高圧三相進相用コンデンサー	6台
高圧トランス（単相変圧器）	3台
蛍光灯用安定器	2個
リアクトル	2台
高圧トランス	1台
誘導電圧調整器	1台

廃 PCB として、管理要領を定めて、厳重に保管しています。

毒物・劇物取締法で指定されている試薬などについても、「取扱要領」を定めて厳重に管理しています。

【5】廃棄物

廃棄物管理状況

(サイト内)

区分	中分類	小分類	数量	単位	備考
廃棄物量		可燃ごみ	310.10	k g	沢中継場（折居・長谷山）
		落ち葉、草	0	k g	
		不燃ごみ	204.49	k g	奥山リユースセンター
	合計		514.59	k g	
再資源化量	紙類	OA用紙	748.49	k g	専門業者に依頼
		新聞・包装紙	565.76	k g	同上
		雑誌	855.03	k g	同上
		ダンボール	98.84	k g	同上
		書籍類	371.40	k g	同上
		機密書類	1,196.70	k g	専門業者に委託
	合計		3,836.22	k g	
	厨芥等	生ごみ	195.92	k g	コンポスト処理
		落ち葉、草	0	k g	堆肥化
	合計		195.92	k g	
	容器包装類	空き缶	90.37	k g	組合工・ホート長谷山で処理
		空き瓶	24.00	k g	同上
		ペットボトル	24.00	k g	同上
		紙パック	0	k g	牛乳パック・ジュース等
		発泡スチロール	0	k g	食品トレ等
		合計		138.37	k g
その他	廃蛍光管	36	本	専門業者に委託	
	廃乾電池	7	個	同上	
	テフロン空容器	14	個	メーカーがリサイクル	
	トナ空容器	9	個	メーカーがリサイクル	
	廃油	0	リットル	専門業者に委託	

【6】グリーン購入

グリーン購入推進要領を策定し、平成14年4月1日から実施しています。

環境配慮商品を積極的に購入し使用することで、循環型社会の形成を促進するものです。

平成23年度においても、実施率100%、購入物品75品目、購入数量1,631,384品目となっています。

平成23年2月に閣議決定された古紙の総合評価指数については、努力義務であるので、数字の指定はしていません。

【7】事業活動に関する主な法規制
法規制等

環境基本法	京都府環境を守り育てる条例
循環型社会形成推進基本法	京都府環境影響評価条例
容器包装、建設廃材等各種リサイクル法	当組合廃棄物条例及び規則
廃棄物処理法	水質等に関する組合が定めた自主基準
水質汚濁防止法	道路交通法
大気汚染防止法	車両運送法
悪臭防止法（地域指定—八幡市）	消防法（危険物倉庫設置）
地球温暖化対策の推進に関する法律	

環境 ISO においては、各組織が独自に定める自主基準も、法規制と同等に扱うこととしています。

【8】その他

<環境統括責任者指示事項フォローアップ>

承認：23・4・25	作成：23・4・25
専任副管理者	環境管理責任者

専任副管理者指示事項

「専任副管理者による指示事項」は、環境管理責任者が各環境運用管理者及び環境推進員に対して、文書により伝達する。(参照：環境マニュアル 4.4.3)

2011年(平成23年)4月25日、「経営層による見直し」(マネジメントレビュー)を環境管理会議の中で実施した。その結果に基づき下記事項を指示する。

1 本審査観察事項及び内部環境監査結果について

- (1) 外部審査講評を踏まえ、アドバイスに対する処置を確実に実施すること。アドバイスは城南衛生管理組合マネジメントシステムのステップアップを図るよう指摘がされており、改善を図るとともに遺漏の無い対応を行うこと。

平成23年度は自主宣言移行後の非常に重要な年度になるので、気を緩めることなくシステム強化にまい進すること。

また翌年度に迫った「エコ事業所」の自主宣言システム移行に関しても、スムーズに行われるよう日々研鑽すること。

●平成23年8月29日と30日に外部審査をお願いし、審査員から適合証明書を頂くことが出来た。「エコ事業所」に関しては、月1回のエコ事業所連絡会議を中心に研修を重ね、自主宣言組織に移行することが出来た。(24.4.1)

- (2) 内部環境監査結果等を踏まえ、次のことを実施すること。
- ① 環境マニュアル「4.4.1 資源、役割、責務及び権限」に基づき、環境管理推進体制における報告、連絡、調整等連携を深めること。又、ISOをシンプルで動きやすいものとするため、今後もより効率的なマネジメントシステムのあり方を検討すること。

●各種会議報告を、庁内メール等を活用し報告することに加え、日常研修で各種会議の内容報告を取り入れた。また「庁内だより」の積極的な活用で、ISOに関する情報を提供した。

シンプルで動きやすいものにする努力の継続は必要であるが、当面はエコ事業所にISO14001の基礎知識が浸透するための尽力も必要と考えている。

- ② サイト内の職員全員が環境推進員と同レベルの識見と意識を持つよう、相互に研鑽し日常の活動に反映させること。環境運用管理者は、出来る限り全員が公平に環境マネジメントシステムに関する任務が理解出来る様に、環境推進員等の配置を含め配慮すること。

●人事異動やエコ事業所の自主宣言参入を含めると、平成24年度12人の新しい環境推進員が任命された。

- ③ 環境管理会議で決定した内容は、環境管理責任者が環境運用管理者に文書や庁内メールで通知すること。又、環境運用管理者は所管部門に具体化を指示すること。内部監査員や環境推進員と言った役職が割り振られていない職員の、ISO活動への関わりも大いに重要視すること。

●本庁の研修に関しては、ISO14001の基礎知識中心型から、日常活動の周知を中心にした内容に変更して役職が割り振られていない職員にも、情報の漏れがない努力をしている。

- ④ 有効性を積極的にシステムに取り込めるよう、事務局は益々のスキルアップを図ること。

●取組んだ内容の効果を常に検証するようにしている。

1 役職が割り振られていない職員が参画しやすいように、研修内容を日常活動中心にした

2 日常管理項目の数値評価が容易になるよう、実績をグラフ化した

3 環境方針が組織の羅針盤であることを確認するため、掲げた項目を全てチェックした

4 著しい環境側面と、日常管理項目のつながりが明確になるように表示した

5 搬送ごみ集計表で、ほとんど搬出しないごみは表から削除するなど実態に合った表にした

6 その他

- ⑤ 沢第 2 清掃工場の閉鎖後は、唯一のし尿処理工場としてクリーンピア沢の果たす役割は大きく、高度な処理水質の自主基準の維持はもとより、処理水の再利用などを継続すること。

又、平成 20 年度から、委託従業員と共にし尿処理業務を遂行しているが、現在行っている委託従業員とのコミュニケーションをより緊密にし、平成 23 年度から委託化したごみ中継場委託職員研修や、エコ事業所の自主宣言移行の際に規範となるような ISO 活動を進めること。

●クリーンピア沢の委託従業員に関しては、代表と ISO 連絡会議内容の報告研修を行うことや、全員に年 2 回程度の研修をことが定着した。ごみ中継場委託従業員には、日常研修に加え 23.12.5 にエコドライブ研修を行い、力量評価研修とした。

2 環境方針並びに環境目的・目標

- ① 環境 ISO の成果をふまえ、平成 22 年度実績に基づく目的・目標の達成状況を「環境 ISO 活動の現況」として、平成 23 年 8 月中にまとめること。

●23.8.30 起案No.106 で平成 22 年度実績を網羅した「環境 ISO 活動の現況」をまとめあげた。

- ② 電気使用量の節減について、平成 20 年度から平成 21 年度平均実績以下を目標とし、ごみ中継場のみ目標達成がなかった。数値的には限界に近い状況になっているが、職員の意識向上を更に図り、電気使用量節減に関する管理項目を再確認し、平成 21 年度から平成 22 年度平均実績以下を目標とすること。日常管理項目に移行しているサイトについては、プログラム管理同様電気使用量のスリム化を図ること。尚、昼休みは正午に一斉消灯を心がけること。(昼休み電話対応者は協力依頼とする)

※本庁の電気使用量は目標値の 5.77 ㊦減。ごみ中継場は 4.50 ㊦減を達成した。またクリーンピア沢においても、5.48 ㊦の減になった。全てのサイトで減量出来たのは、日々の努力に加え関西電力の「節電要請」に対しての取り組みも後押ししている。昼休みの一斉消灯は定着した。

- ③ OA 用紙の使用量削減に関して、平成 22 年度の目標を前年実績以下にするとしたが目標達成はならなかった。平成 23 年度においても、引き続き前々年度実績以下に再チャレンジすること。数値は、各所属ごとに責任が持てるよう所属管理とすること。尚、ミスコピーの裏面使用に際しては、情報が漏洩すると言う危険性を抱えているので、情報が外部に流失しないメモ程度で活用すること。また文書作成に関しては、できる限り両面コピーとするとともに、ミスコピーを減らす努力をすること。両面コピーをする場合は、パソコン用の印刷機で裏表別々にすり、これを原稿にしてコピー機で両面印刷する等工夫をされたい。

※ミスコピーの裏面使用は勿論、両面コピーやOA用紙の使用量を各所属に割振る等努力の結果、平成 22 年度比 10.63 分の減量を達成することが出来た。

- ④ 省エネを一層推進するため、「ウォームビズ」及び「クールビズ」の徹底を図ること。なお、開始時期等については、気象条件に対応して、弾力的に期間設定を行うこと。また今年度も 7 月 7 日を「クールアースデー」と定め、施設や事業所・家庭などで一斉に電気を消す「セタライトダウン」を呼びかけると共に、当組合においては当日をノー残業デーとして、5 時 15 分以降庁内消灯を図ること。同時に夏至(6 月 22 日)ライトダウンも、「セタライトダウン」同様の取り組みをすること。

●23.5.16~10.14 を「クールビズ期間」としノーネクタイ等の活動を実施した。外気温の関係で終了を 9.30 日に短縮。この期間では電気使用量を前年度比 12.54 分削減することが出来た。

夏至ライトダウンについても、23.6.13 起案No.49 で早期退庁や家庭でのライトダウンの呼びかけをした。

23.12.1~24.3.31 の「ウォームビズ期間」においては、室内設定温度を 19℃にすることや重ね着の奨励等により、電気使用量を前年度比 4.74 分削減することが出来た。

- ⑤ 平成 22 年度にサイト内より発生した可燃ごみ及び不燃ごみに関しては、今年度も引き続き日常管理を行なう中で、更なる削減を目指すこと。

●可燃ごみ及び不燃ごみに関してはぎりぎりの数値に来ており、少しの変動要因で増減を繰り返す。しかし気を緩めると一気に増える側面も考えられるので、引き続き維持管理項目として監視したい。「紙、ごみ、電気」はエコ活動の原点である。

- ⑥ ガソリンの使用量は、基礎数値となる平成 17 年度実績値の維持を目標に掲げたが、35.14%減となり目標を大きくクリアした。削減の数値が上限近くになっており、平成 23 年度も日常管理項目として管理すること。公用車使用の際には、環境に配慮した公用車や軽自動車を優先的に使用することや、不要なアイドリング等に注意しエコドライブに努めること。さらに公用車での出張が必要か電話等で済ませることが可能か等、一つ一つの業務をその都度精査すること。基準年度の数値は平成 22 年度実績とすること。また、京都府の「エコドライブマイスター研修」に積極的に参加し、ごみ中継場委託職員の力量確認研修に有効活用するとともに、職員のエコ通勤について、どのような取り組みが出来るのか、通勤の実態も踏まえて研究すること。

●サイト全体では 23 年度実績 2,458.84 ㍉、22 年度実績 3,104.67 ㍉で前年度比 20.80 ㍉減量を達成することが出来た。京都府エコドライブマイスター研修に関しては、2 名が参加し、ごみ中継場の力量評価研修に活用することが出来た。エコ通勤に関しては、表彰制度を含めて整理中である。

- ⑦ 廃食油の有効活用に関して、エコ・ポート長谷山での石鹼作り教室の他、更なる活用の用途を研究すること。平成 19 年度より引取りをお願いしているレポインターナショナルの利用はもとより、廃食油以外のバイオディーゼルについても情報収集に努めること。

●資源として豊富にあるエネルギーであること、また生物由来燃料は二酸化炭素を発生しないと言う特性もあり注目しているが、有効利用に関しては高いハードルがあり、城南衛生管理組合に集められたてんぷら油等を、石鹼作りする他は、ごみとして廃棄せず使用済みてんぷらを燃料化する業者に橋渡しをするにとどまっている。
平成 24 年度は奥山リユースセンターにある重機を使って、燃料として利用できるか実験したい。

- ⑧ エコ事業所活動の充実を図り、ISO 活動に匹敵する水準に高める努力を継続すること。具体的には平成 24 年度に、自主宣言に完全移行出来る仕組みを作ること。

●月 1 回の「エコ事業所連絡会議」や個別訪問で研修を重ね、24 年 4 月から自主宣言に移行することが出来た。

- ⑨ 環境美化を考慮した植樹の検討については、生育中の「チェリーセイジ」「雪柳」「レンギョウ」の成長に注意を払いながら、環境負荷の低減と、環境美化に配慮した更なる植樹を進めること。

●チェリーセイジに加え、サンバチェンスに再チャレンジした。サンバチェンスに関しては、冬場に弱い特性があることから、年末年始対策として、株分けをして各家庭に持ち帰り越冬に成功した。今後は有効利用を検討したい。

- ⑩ グリーンカーテンに関しては、平成 19 年度よりゴーヤを利用した活動の中で、直射日光をさえぎる他、輻射熱のカットや蒸散で熱を奪う効果が実証された。平成 23 年度も、ゴーヤと琉球朝顔を生育しながら、多様な「グリーンカーテン」事業を推し進めること。またクリーンピア沢の屋上からの壁面緑化も検討すること。

●23.5.13 ゴーヤと琉球朝顔を合計 10 ポット配置し、「グリーンカーテン」としての役目を果たすことが出来た。クリーンピア沢屋上からの壁面緑化に関しては、水をどうするか等課題がクリア出来なかった。

- ⑪ 昨年度は平成 22 年 8 月 9 日から 1 週間「打ち水キャンペーン」を行ったが、平成 23 年度においてもクリーンピア沢の処理水を利用した取り組みを検討すること。

●23.8.1 EMS 事務局や環境推進員を中心に、クリーンピア沢の処理水を 1 人バケツ 5 杯ずつ本庁管理棟ゴーヤ付近に打ち水を行った。

- ⑫ 空調の吹き出し口に設置し、温度むらを攪拌し空調効率が向上する「ハイブリッドファン」等の検討を行うこと。

●23.5.18 臨時推進員会議を開催し協議した内容で財政課と調整。合計6か所に設置し効果を検証中。

3 環境関連法規制

- ① 平成14年度において、従来の「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を「廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例」として全面改正したが、条例の根幹である循環型社会の構築に向け、構成市町と連携し、住民及び事業者に対し、より一層の減量意識の啓発に努めること。

●定例的に行う担当課長会議で、構成市町と連携を図っている。平成18年度より「ごみ処理基本計画によるごみ削減率や、資源化率」の目標数値を置きごみ減量を模索している。
また「エコネット城南」や「声のエコネット城南」及びホームページなどの媒介を駆使し、循環型社会の構築に向け、啓発活動を続けている。

- ② ISO活動においては、法の順守はもとより順守評価が求められているので法の順守評価同様、組織が同意するその他の要求事項についても既存のチェックリストを益々充実させ、遺漏の無い取扱いを行なうこと。
事務局においては、サイト内職員が特定された法律を確実に理解するまで、粘り強く研修を行うこと。

●23.6.1 ISO連絡会議において、順守項目全般の研修を実施した。機会あるごとに法律に関しての研修を行った。ISO適合サイトにおける順守評価の仕組みは定着した。

- ③ 平成18年4月1日に施行された「京都府地球温暖化対策条例」が、平成23年度に改定された。特定事業者として同条例に関わる部分も大きいので、条例の趣旨を踏まえ取り違えのない対応を心がけること。

●23.6.16 起案No.53にて「京都府地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減報告書」を提出。更に23.10.17起案No.149にて「京都府地球温暖化対策条例改正に関する総合評価」を提出済み。

- ④ 「省エネ法」も大きく改正された。「京都府地球温暖化対策条例」同様、適切な対応を心がけること。

●23.10.13 改正された省エネ法に対応するため、改正省エネ法推進会議を立ち上げた。施設と折居清掃工場及び広報情報課で、年2回程度開催予定。内容としては省エネ法に対しての進捗管理が主なものである。

4 利害関係者からの要望・意見

平成22年度においても、外部利害関係者からの環境苦情は生じていないが、開かれた組織として、著しい環境側面に関連する苦情が生じた際はマニュアルに基づき、情報開示を含めた的確な対応をすること。

●今後も内部コミュニケーションの充実や、外部苦情対応及び外部への環境情報開示等、開かれた組織としての活動を続けていきたい。

5 新たに著しい環境側面として特定された事務事業活動等

平成22年度は、新たな「著しい環境側面」が生じていないことを確認した。有益な環境側面の抽出に関しては、更に検証し環境改善を進めること。

●平成23年度においても新たな「著しい環境側面」は生じていない。

6 その他

- ① ISO 緊急事態については、起こりうる事態を実際に想定し、訓練の手法ではなく、限りなく現実に近い対応とすること。

●現実に近い対応をしている。

23.5.30(月)	クリーンピア沢	地下灯油タンク火災
23.6.20(月)	ごみ中継場	2階プラットフォーム火災

※緊急事態は想定外を伴うもの。あらゆることを想定し火災に備えることが必要であることを再確認。

23.8.17(水)	クリーンピア沢	予備貯留槽配水管からの汚泥漏出
------------	---------	-----------------

※要領書の文言修正あり

23.12.26(月)	工場火災	
-------------	------	--

※工作室のごみ箱を定期的に廃棄し、可燃性のゴミが工作室にないようにすることを確認する

- ② 平成 22 年度分の内部環境監査を 6 月に、外部審査を 8 月に実施出来るよう受審準備を進めること。

●内部監査を 6 月に準備し 7 月に実施。外部審査を 8 月に実施し適合証明書を頂いた。

- ③ 7 月 20 日を ISO14001 に基づく自主宣言記念日と設定し、職員が自主宣言を意識する取り組みを検討すること。(例えば 5k 提案制度・・・「健康」と「環境」と「経済」に優しいことをして、「快適」な生活環境を作り出し「改善」を目指す。職員から提案を募集し、取り入れられた提案は自主宣言記念日に表彰する。提案項目はシステムに順次取り入れ改善を目指す)

●5 K 制度に関して、表彰制度に組み込むところまでは行かなかった。平成 24 年度再度実現を目指したい。

「専任副管理者による見解」

自主宣言に移行後も、単なる踏襲に留まらず継続的改善が行われていると判断している。環境目標においても上限に近づいている中で、白灯油やガソリン使用量の削減など活動が推進された。又新たな環境配慮を加える努力が認められ、歩みを止めることなく常に前進する組織活動は、きわめて大切であり評価出来る。

なお、今般東日本大震災に伴う電力不足が懸念されており、こうした事態やこの間の電気使用量節減の目標達成状況も踏まえ、一層の節電、省エネに取り組んで行く必要がある。

今後も循環型社会の構築に向け、構成市町と連携し、住民及び事業者に対し、より一層の減量意識の啓発に努めるのは勿論のこと、ステップアップした ISO 活動(平成 22 年度から ISO14001 をペースにした自主宣言に移行)を通じて、地球環境の継続的改善に微力を尽くしたいと考えている。

VI 使用量及び環境負荷の削減目標(平成 24 年度)

【1】現状を踏まえた使用量及び環境への負荷の削減目標

電気使用量の削減について、平成 23 年度においては、全てのサイトでより厳しい数値を設定し、平成 21 年度と平成 22 年度の平均実績以下が目標でありましたが、目標を達成することが出来ました(サイト全体)。数値的には限界に近い状況になっていますが、職員の意識向上を更に図り、電気使用量削減に関する管理項目を再確認し、ごみ中継場としては、引き続き 21 年度から 23 年度平均実績以下を目指します。クリーンピア沢では、現実的な削減を目指すこと年「曝気ブロア 2 台運転の低減」を目標としました。尚、本庁サイトでは削減値が既に限界に達していると判断し、維持管理項目として引き続き監視を行います。

また、平成 24 年度から自主宣言適合サイトとして足並みを揃えた「エコ事業所サイト」で、目標値の違いはあるもの電気使用量の削減を図ります。

省エネを一層推進するため、「ウォームビズ」及び「クールビズ」の徹底を図ります。なお、開始時期等については、気象条件に対応して、弾力的に期間設定を行います。

OA 用紙の使用量削減に関しては、年々減量が進み限界に近づいている中、平成 23 年度は目標値を大きく下回り、10.63%減量することが出来ました。平成 24 年度においては、全部のサイトが自主宣言に移行しましたので、OA 用紙の削減目標を全サイト対象に掲げます(エコ事業所サイト…年間使用量の把握。八幡サイト…平成 23 年実績以下とする)。ただしミスコピー用紙の活用については情報が外部に流出しないよう、メモ用紙としての活用に留めます。

同様にごみについては全サイトを対象に、可燃ごみ。不燃ごみの排出量や、古紙リサイクルの排出量について正確な数値把握に努めます。

灯油に関しては平成 23 年度で再度減量することが出来ましたので、平成 23 年度実績値維持を目標とします。(クリーンピア沢)

ガソリン使用量は、ここ数年において最も使用量の少ない平成 17 年度実績値の維持を目標に掲げ、目標値を大きくクリアしました。削減の数値が上限近くまで到達している中、更に削減することが難しく。今後は維持管理項目として、監視します。(八幡サイト)公用車使用の際には、環境に配慮した公用車や軽自動車を優先的に使用すること、不要なアイドリング等に注意しエコドライブに努めることとします。

以上の取組み内容をふまえ、二酸化炭素の削減目標は、各項目の削減目標値をもとに算出します。

【2】目 標(平成 24 年度)

		平成 20 年度 実績数値	平成 21 年度 実績数値	平成 22 年度 実績数値	平成 23 年度 実績数値	平成 24 年度目標
電気 (kwh)	総量	2,936,504	2,887,826	2,917,830	2,743,402	〈本庁〉:維持管理項目として管理 〈中継・沢〉 中継:平成 21 年度から平成 23 年度の 使用実績の 平均値以下 13,380.5 以下 沢:曝気ブローア-2 台 運転の低減
	本庁	114,778	120,142	122,732	111,897	
	中継	12,672	13,937	12,824	12,174	
	沢	2,760,376	2,802,425	2,782,274	2,619,331	
OA 用 (㎡)	A4 換算	84,875	846.50	889.00	756.50	846.50 <平成 21 年度実績値 以下>
灯油 (ℓ)	総量	378,000	378,000	360,000	330,000	330,000 <平成 23 年度実績値 維持>
ガソリン (ℓ)	総量	4,885	4,327	3,104	2,459	2,459 <平成 23 年度実績値 以下> 維持管理項目として 管理
可燃ごみ		248.99kg	262.20kg	303.21kg	310.10kg	全サイトの可燃ごみ 排出量を把握する
不燃ごみ		149.29kg	235.91g	293.06kg	204.49kg	全サイトの不燃ごみ排 出量を把握する

参考

【 I 】 ISO14001 外部審査機関による環境監査実績

2001 (H13) 年7月 本審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 羽島 修
システム改善 9項目 是正済み

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 環境側面 (規格4.3.1)	1) 「著しい環境側面登録表」の環境側面を、環境目的・目標、日常管理、中長期計画へ振り向ける基準の明確化。 2) 環境側面の抽出—ブローの運転による資源エネルギーの消費に加え騒音振動の発生。潤滑油の交換に伴う廃油の発生及び土壌汚染。環境影響評価点数が低くても、環境側面の抽出は必要。
	2. 目的及び目標 (規格4.3.3)	1) 可能な限り数値目標を設定すること。
	3. 環境マネジメントプログラム (規格4.3.4)	1) 内部管理部門はオフィスエコ活動以外にも、それぞれの課独自の環境マネジメントプログラムを設定し、活動することが必要。
	4. 運用管理 (規格4.4.6)	1) 家電リサイクル法を法規制登録簿にリストアップ。 2) 求める精神を確実にするための手順を明確に。 3) 備品台帳をベースにどのように実施していくかを定めるなど、改善の余地あり。
	5. 監視及び測定 (規格4.5.1)	1) 監視及び測定の項目として、鍵となる項目をどのように取り上げていくのか、明確にする事が必要。 2) 設定された目的目標に対して、何を監視するのか、何を測定すれば設定された目標が確実に達成できるかを検討し、監視すべき項目を手順書に盛り込むことが必要。

2002 (H14) 年7月 第1回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 羽島 修

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 不適合並びに是正処置及び予防処置 (規格4.5.2)	1) 苦情及び事故の発生を不適合事項として取り扱うことも考えられます。今後を見据えて、取扱を検討される事。
	2. 環境マネジメントシステム監査 (規格4.5.4)	1) 広報情報課では、本業務から考えられるプラス側面を抽出し、目的に揚げ、積極的に活動されている。本課も内部監査対象とすることなど改善の余地がある。

2003 (H15) 年7月 第2回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 東屋敷 勲

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 潤滑油処理について (規格4.4.6)	1) マニフェストは保管されているが、取引先と契約を交わしておく等、改善の余地があります。
	2. 記録 (規格4.5.3)	1) コンテナからの汚水漏れ防止のために、日常点検を実施しているが、記録として残しておくことを、検討する余地があります。

2004 (H16) 年6月 第1回更新審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 宮村 庸一

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1環境側面 (規格4.3.1)	1) 貴組織のEMSにおいて、環境側面にかかわる主な利害関係者には、市直営のごみ収集関係者、委託のし尿収集業者、物品購入・工事委託等の業者、及び同一組織（EMSでは外部）である中間処理、最終処分事業があります。これらに対し影響力行使の必要性、あるいは可能性を評価し環境側面を抽出することが望まれます。 2) 環境側面の見直しは、新たに追加されたものの他、改善によるリスク点の低減も含まれることが望ましい。
	2. 訓練、自覚及び能力 (規格4.4.2)	1) 自覚すべき項目として、規格が要求しているb項は、各人に関連する著しい環境側面だけでなく、組織全体を意味しています。範囲を広げて自覚教育することが望まれます。
	3. コミュニケーション (規格4.4.3)	1) 外部利害関係者からの関連する情報を、目的目標を設定する際に配慮することをお勧めします。 2) 規格が要求している著しい環境側面の外部コミュニケーションは、情報開示の基本姿勢を問うており、現行の「外部コミュニケーション要領（EMP08-01）」の改善を工夫する事をお勧めします。
	4. 文書管理 (規格4.4.5)	1) 文書と記録の相違を整理し、それぞれの管理を効率的に行う事が望ましい。
	5. 緊急事態への準備及び対応 (規格4.4.7)	1) 事故や緊急事態が発生した際、環境に影響を及ぼす可能性があるものを特定する手順を、より現実的に改善し、実行することをお勧めします。
	6. 監視及び測定 (規格4.5.1)	1) 遵法性を定期的に評価する手順を、より明確に文書化することをお勧めします。またパフォーマンス以外の遵法事項を明確化することをお勧めします。

7. 不適合並びに是正及び予防措置 (規格4.5.2)	1) 不適合が発見された際、緩和措置、原因調査、是正措置、予防措置の責任権限をより現実的に手順化することをお勧めします。 2) 監視測定における不適合と内部監査の不適合は、本質的には同じですが、監視測定は日常的にPDCAのDを対象としており、内部監査は年1回程度のPDCAの全てを対象としています。この点を含め是正措置の手続きを整理することが望まれます。
8. 経営層による見直し (規格4.6)	1) 経営層の見直しの文書は、環境方針策定と同じ認証が望ましい。

2005 (H17) 年8月 更新後第1回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 東屋敷 昂

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 一般要求事項 (規格4.1)	1) 適用範囲を明確にするために、所在地を記載しておくことが望まれる。
	2. 環境側面 (規格4.3.1)	1) 組織が影響を及ぼす環境側面について、具体的に言及しておくことが望まれる。
	3. 順守評価 (規格4.5.2)	1) 法的要求事項の定期的な順守評価は、包括的にとりあげて実施することが望まれる。

2006 (H18) 年8月 更新後第2回維持審査 SGS ジャパン(株)主任審査員 飯村政夫

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 内部監査 (規格4.5.5)	1) 内部監査で使用されるチェックリストの内容は事務局用(環境管理責任者)と活動部門は同様のものを使用しています。両者間で役割・責任が異なることから改善の余地があります。
	2. 内部監査 (規格4.5.5)	1) 環境マネジメントマニュアル4.5.5.6②の手順の表現は誤解を与える表現が含まれていますので改善の余地があります。
	3. 不適合並びに是正措置及び予防措置 (規格4.5.3)	1) 不適合に係わる処置は不適合/是正処置記録を利用してPDCAを廻しています。しかしながら、とられた処置の有効性をレビューする記録欄が活用されていません。活用することが望ましい。
	4. 順守評価 (規格4.5.2)	1) 法規制とその他の要求事項評価の手順と具体的方法は、もれのない要求事項の順守評価が確実にできるよう改善の余地があります。
	5. 目的、目標及び実施計画 (規格4.4.3)	1) 環境目的・目標一覧表は、目標と実施計画が繋がるセクションが明示されることが望ましい。

	肯定的改善事項	<p>下記の内容は優れた点として、高く評価されます。</p> <p>① 環境問題に対する地域住民への啓発活動(環境まつり、広報誌「エコネット城南」、の発行など)</p> <p>② 他のエコ事業所サイト環境活動の展開</p> <p>③ 目的目標の取り組みの利害関係者への情報公開</p> <p>④ サイト内における、目的目標達成状況の分かりやすい掲示</p>
--	---------	--

2007 (H19) 年6月 更新審査 (第2回目) S G S ジャパン(株)主任審査員 宮村 庸一
S G S ジャパン(株)リーダー実習審査員 菅山 洋子

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	<p>1. 環境側面 (規格4.3.1)</p> <p>2. 力量、教育訓練及び自覚 (規格4.4.2)</p> <p>3. 文書類 (規格4.4.5)</p> <p>4. 不適合並びに是正措置及び予防措置 (規格4.5.3)</p> <p>5. 内部環境監査 (規格4.5.5)</p>	<p>1) 組織が影響及ぼすことができる環境側面を抽出し、環境活動単位毎に、「環境側面・影響リストアップ表」が作成されていました。業務範囲を明確にし、改善する余地があります。</p> <p>1) 著しい環境影響の原因となる可能性のある作業を行う職員に対しては、教育訓練が行われ、記録も作成されていました。しかしながら、「環境マネジメントマニュアル」には「有資格者一覧表」に記載された者との記載がありました。実際に行われている教育訓練の内容を、反映させるなど、改善の余地があります。</p> <p>1) 「外部文書の配布台帳」が作成され、実施されていましたが、組織に必要な外部文書を決定する手順に不明な点がありました。システムとして誰もが理解できるような明確な手順にする等、改善の余地があります。</p> <p>2) クリーンピア沢において、最新版として保管されていた環境文書の中に、「著しい環境側面の登録表」の旧版が混入していました。適切な版の確実な管理に改善の余地があります。</p> <p>1) 「法的その他の要求事項順守調べ」で、測定値が基準値をオーバーしていた件に対し、是正計画が立てられ、是正措置が行われていました。しかしながら、定められている「不適合／是正措置」とは別の書式(京都府への報告書)として記録されていました。是正措置の記録は、どの方法が適切なのか、改善する余地があります。</p> <p>1) 内部監査は、マニュアルで定めた手順に従って実施されていました。しかしながら評価の判断基準について、一部不明確な点がありました。マネジメントシステムのキーとして、更に改善の余地があります。</p>

6. マネジメントレビュー（規格4.6）	1) 事務局では、環境マネジメントの運用パフォーマンスを、明確に管理することを確認しました。これは素晴らしいことです。しかしながら、この結果を、環境マネジメントシステムの改善の機会として、マネジメントレビューのインプット情報とするなど、改善の余地があります。
肯定的改善事項	<p>下記の内容は優れた点として、高く評価出来ます。</p> <p>①環境マネジメントシステムの改善の基として事務局を中心に、18年度は、延べ394人に対して58回の教育訓練が実施されていました。</p> <p>②環境方針、およびインタビューでうかがった、現在の状況を更に発展させたいという最高経営層の意思が全体に周知され、地域住民をも巻き込んだ、改善の活動が加速されていることを確認いたしました。（「環境祭り」「壁面緑化」小学生の見学者に対する「こども版環境方針の掲示」）</p> <p>③新工場が18.10に完成し、ごみ焼却のエネルギーから発生した電気を販売(3,900世帯)、焼却灰を溶かして、少量化し、更にこれをアスファルトの原料として販売するという更に積極的な活動の段階に進んでいました。</p> <p>④最高経営層の指示と、環境管理責任者を中心とした各部門とのコミュニケーションが適切に行われておりました。</p>

2008（H20）8月 更新審査後（第1回目維持審査）SGSジャパン(株)主任審査員
東屋敷 昂

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 環境方針 (規格4.2)	1) エコネット城南／封筒には、登録事業所が明示されている。環境方針／城南衛生管理組合パンフレットにおいても、登録範囲に誤解を与えないように表記方法を検討する余地がある。（事務局）
	2. 文書類 (規格4.4.5)	1) 「審査登録システムの手引き」（SGS発行2008—4—11）等は、外部文書管理台帳に登録して、適切に管理していくことが望まれる。（事務局）
	3. 緊急事態 (規格4.4.7)	1) クリーンピア沢では、緊急事態の定期訓練を実施している（緊急事態訓練記録 20—3—24）。組織形態が20年4月に変更されているので、新組織による臨時の訓練を実施していくことが望まれる。（クリーンピア沢）

4運用管理 (規格4.4.6)	1) クリーンピア沢では、使用する薬剤について成分表を受領し、薬品管理定期点検記録等により管理している。MSDSを整備して適切に管理していくことが望まれる。(クリーンピア沢)
肯定的改善事項	城南衛生管理組合議定書の制定(19-12-1)、グリーンカーテン及びエコドライブマイスター任命(各職場に任命)などを新たに取り入れて、EMS活動を推進していることは、特筆すべき点です。

本審査での観察事項は、その後の活動で、すべての項目について改善を進め完了しています。

2009 (H21) 7月 更新審査後 (第2回目維持審査) S G S ジャパン(株)審査員

梅原 伸弘

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
観察事項	1. 環境側面 (規格4.3.1)	「環境影響リストアップ表」について、排出される物質的な側面だけではなく、各部門の業務内容を考慮し、間接的及び有益な環境側面(例本庁管理棟における設備工事等に関する予算案編成や、組合全体の処理計画策定・登録業者管理やクリーンピア沢における効率的なし尿処理方法)の抽出や目的・目標へと展開可能な影響評価基準の見直しなど検討の余地があります。(各部門共通)
	2. 目的、目標及び実施計画 (規格4.3.3)	「環境マネジメントプログラム・進行管理表」の進捗管理について、蓄積されたデータ分析を活用した目標値の設定や達成度の管理及び未達の場合の対策などに検討の余地があります。(各部門共通)
	3. コミュニケーション (規格4.4.3)	外部から寄せられる要望や問い合わせについて、受付時の分類や対応に関する判断基準・集計されたデータ分析を活用した目標値の設定や、達成度の管理及び未達の場合の対策などに検討の余地があります。(各部門共通)
	4運用管理 (規格4.4.6)	設備機器の取扱説明書など現場業務に必要な手順書について、配置場所や管理方法に改善の余地があります。(クリーンピア沢)
	5緊急事態への準備及び対応 (規格4.4.7)	各現場で想定される緊急事態について、サイト固有のものだけでなく運搬業務実施中の事故などの可能性を考慮し、対応を検討するなど改善の余地があります。(施設課 ごみ中継場)

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
アドバイス	1. 目的、目標及び実施計画 (規格4.3.3)	目的・目標の取組については前述のとおり熱心に行われています。ただ、目的・目標の設定について、一部抽象的な表現があります。目的は3年後の姿、目標は目的を達成するための当年度の取組と位置づけをされ、当年度の目標を具体的に記述されることが取組をわかりやすくさせ、かつその結果の評価も行いやすいのではないかと思います。
	2. 運用管理 (規格4.4.6)	目的・目標を達成するための運用管理については、その取組については前述のとおり高く評価される点であります。そのための要領書も多岐・多数に及んでおります。しかしながら、現状では法的要求事項及び著しい環境から導かれる運用管理の項目とのつながりがわかりにくい感じが致します。その結果、運用管理対象と要領書のつながりがわかりにくくなっているのではないかと思います。次の内部監査に関連することでもありますので、一覧表の作成をお願いします。
	3. 内部監査 (規格4.5.5)	内部監査チェックリストについて 内部監査も同様、要求事項の適合性評価に向けて真摯に行われています。今般の自主宣言の移行に伴い内部監査の重要性はさらに高まるものと思います。従いまして、内部監査の内容において、より継続的改善につながる視点をとりにてはいかがでしょうか。具体的には運用管理、監視測定の項目への監査です。2に記載しました運用管理の一覧表から対象項目が選定でき、要領書を含めた監査を行うことで、継続的改善につながる要素が出てくるのが期待されるものと思います。又、その監査基準にはマニュアル4.5.3不適合の定義に記載されていることを参考にされてはいかがでしょうか。内部監査員研修時にチェックリストの作成をされてはいかがでしょうか。
	4. 力量、教育訓練および自覚 (規格4.4.2)	教育訓練については自覚教育と力量教育の区分があります。その内容についてはご理解されていることですが、その区分について、見直しされてはいかがでしょうか。要求事項では、自覚と力量に求められる内容が異なりますので、明確にされたほうが、良いのではないかと思います。

5コミュニケーション (規格4.4.3)	外部からの苦情・要望・賞賛等の声が寄せられるが、環境関連なのか、それ以外なのか判然としにくい面があるとのことですが、以下の対応を提案致します。現在、受付記録帳票が2種類存在しております。内容的には、環境関連の場合の対応策の記述があるのとないのと2種類ですので、これを一元化されたほうが良いのではないのでしょうか。対応策の記述欄は双方に必要な項目と思います。(対応策については案件の内容によって(要・否)の判定をされたらよいと思います。)
-------------------------	--

本審査での観察事項は、その後の活動で、すべての項目について改善を進め完了しています。

2011 (H23) 8月 自主宣言以降後3回目の外部審査 外部審査員 青江 弘行
吉田 康夫

	環境監査指摘事項	具体的内容
不適合事項	なし	
アドバイス	1. 内部監査の更なる充実を目指して (規格4.5.5)	<p>① 内部監査の一層の充実を目指して 前回はチェックリスト作成に関して提案いたしました。次回監査時には、以下の要素を部門ごとに取り入れられることを提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的・目標のパフォーマンス（達成度の状況） <p>この際、マニュアル「4.5.3 不適合並びに是正処置及び予防処置」を参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用管理及び監視測定の対象項目の内、今回の監査対象とするもの（サンプリング）を事前に抽出し、要領書等から監査内容を特定し、チェックリストに記載して監査を行う。 <p>→ 本提案については、要領書等に基づく実施状況の確認即ち当組合が規定した事項に対する適合性の確認が目的となります。</p>
	2. 維持管理のデータ管理について (規格4.4.6)	<p>目的・目標から維持管理に変更された項目も増加してきているようです。</p> <p>その際、維持管理すべきデータについては引き続き記録されるよう提案いたします。</p> <p>例：電気・・・使用量の月次データ及び年次データ</p> <p>* 維持管理は、現状以上の維持が必要です。目標から外されても、データ管理することで状況が維持されているか又は悪化しているかの確認ができます。又、必要に応じて是正を行います。</p>

	3. 環境記録の整備と充実(規格4.5.4)	<p>前回の提案で運用管理の一覧表を作成していただきましたが、著しい環境側面登録表に組み込まれたことで大変良い一覧表ができました。全体的なイメージの把握ということが可能となりました。それと同じ視点で次の提案をいたします。</p> <p>文書一覧の中に記録様式が記載されておりますが、さらに記録一覧の表があり、文書一覧と記録一覧の整合性が不明確です。</p> <p>例：文書類はマニュアルと全体の要領書が該当 → これは文書一覧表の対象と思われる。</p> <p>記録類は文書類から導かれる記録と部門の要領書から導かれる記録があるようですので、これらを記録一覧表にする。</p>
--	------------------------	--

【Ⅱ】ISO14001 内部環境監査実績

項目	実施箇所	不適合等 要望の数	是正実施状況
2001(H13) 年度	6箇所 1回 5箇所 2回	51件	全て実施済み
2002(H14) 年度	6箇所 1回	31件	全て実施済み
2003(H15) 年度	6箇所 1回	21件	全て実施済み
2004(H16) 年度	6箇所 1回	16件	全て実施済み
2005(H17) 年度	5箇所 1回	15件	全て実施済み
2006(H18) 年度	5箇所 1回	10件	全て実施済み
2007(H19) 年度	5箇所 1回	8件	全て実施済み
2008(H20) 年度	5箇所 1回	6件	全て実施済み
2009(H21) 年度	5箇所 1回	6件	5件については実施済み。残りの1件は22年11月実施予定の内部監査時に実施予定
2010(H22) 年度	5箇所 1回	6件	4件については実施済み 2件未締結<<平成21年度分内部監査>>
2011(H23) 年度	5箇所 1回	8件	

【Ⅲ】環境教育実績

<平成17年度研修内訳>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	8回	13人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	20回	133人	
3	推進員研修	4回	32人	
4	運用管理者等	1回	23人	外部講師
5	サイト内全職員研修	3回	57人	
6	内部監査関係	9回	9人	
7	サイト外	1回	9人	奥山リユースセンター
8	ごみ中継場	5回	25人	
9	クリーンピア沢	11回	94人	
10	緊急事態	3回	22人	クリーンピア2回・ごみ中継場1回
合計		65回	417人	

<平成18年度研修内訳・・・19/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	5回	13人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	18回	123人	
3	推進員研修	4回	33人	
4	運用管理者等	1回	23人	外部講師「エコドライブ」
5	サイト内全職員研修	8回	64人	
6	内部監査関係	4回	11人	
7	サイト外	1回	9人	
8	ごみ中継場	9回	51人	
9	クリーンピア沢	7回	61人	
10	緊急事態	1回	6人	ごみ中継場1回
合計		58回	394人	

<平成19年度研修内訳・・・20/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	2回	8人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	16回	124人	
3	推進員研修	4回	35人	
4	運用管理者等	2回	40人	
5	サイト内全職員0研修	8回	61人	
6	内部監査関係	1回	7人	
7	サイト外	1回	12人	
8	ごみ中継場	8回	44人	
9	クリーンピア沢	11回	92人	
10	緊急事態	2回	17人	ごみ中継場1回・クリーンピア沢1回
合計		55回	440人	

<平成20年度研修内訳・・・21/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	5回	11人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	15回	128人	12
3	推進員研修	4回	28人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	8回	61人	
6	内部監査関係	5回	15人	
7	サイト外	5回	34人	
8	ごみ中継場	5回	28人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	2回	13人	ごみ中継場1回・クリーンピア沢1回
11	委託	3回	4人	
合計		64回	370人	

<平成21年度研修内訳・・・22/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	1回	2人	臨時職員含む・中継2名
2	本庁職員	15回	106人	
3	推進員研修	4回	45人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	6回	57人	
6	内部監査関係	2回	15人	
7	サイト外	3回	23人	
8	ごみ中継場	4回	22人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	2回	10人	ごみ中継場1回・クリーンピア沢1回
11	委託	5回	5人	
12	その他	3回	3人	
合計		57回	336人	

<平成22年度研修内訳・・・23/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	2回	8人	臨時職員含む
2	本庁職員	12回	101人	
3	推進員研修	4回	36人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	3回	65人	
6	内部監査関係	3回	17人	
7	サイト外	6回	56人	
8	ごみ中継場	7回	45人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	4回	28人	ごみ中継場2回・クリーンピア沢2回
11	委託	5回	12人	
12	その他	1回	11人	
合計		59回	427人	

<平成23年度研修内訳・・・23/3月末まで>

No.	研修名	回数	延べ人数	備考
1	新規配属研修	2回	8人	臨時職員含む
2	本庁職員	12回	101人	
3	推進員研修	4回	36人	
4	運用管理者等	0回	0人	
5	サイト内全職員研修	3回	65人	
6	内部監査関係	3回	17人	
7	サイト外	6回	56人	
8	ごみ中継場	7回	45人	
9	クリーンピア沢	12回	48人	
10	緊急事態他	4回	28人	ごみ中継場2回・クリーンピア沢2回
11	委託	5回	12人	
12	その他	1回	11人	
合計		59回	427人	

一般研修は、環境方針、環境目的・目標に関わる教育/訓練を、全職員及び構成員（嘱託職員や庁舎清掃委託職員）などに実施しISOの取り組みや環境保全意識の向上を図りました。専門研修は各工場で毎月の運転管理や緊急時の訓練などについて実施しています。

外部講師による専門研修としては、サイト外職員を含め、全職員を対象にして、地球温暖化についての研修を実施しました。

【IV】地球温暖化防止対策実行計画「地球元気プラン」結果報告

実行計画の策定

平成17年2月16日京都議定書が発効し、国はこの京都議定書に規定されたわが国の6%排出削減目標を達成するため、「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」の改正や京都議定書削減目標達成計画を策定し、積極的に取り組んでいる。

当組合は、行政機関として率先実行して地球温暖化防止の対策を進めるため、地球温暖化防止対策実行計画「地球元気プラン」を作成し、平成16年度～20年度の5年間で、平成13年度に比し、10%4,500t-CO₂を削減する目標を設定し計画期間の目標年（最終年度）にあたる平成20年度の当組合の事務・事業に係る温室効果ガスの実績排出量は下記のとおりであり、目標を大きく上回る、20.06%9,068t-CO₂の削減を達成することができた。

更に平成21年度以降も地球温暖化防止対策実行計画「地球元気プランⅡ」を作成し、平成21年度～平成25年度の5年間で、平成13年度に比し22.4%約10,000t-CO₂を削減する目標を設定し、平成23年度においては基準年度の19.77%削減となった。

表1 平成23年度温室効果ガス総排出量

温室効果ガス		H13年度 基準年	H23年度 第2期3年目(実績値)	13年度比 (%)
二酸化炭素	CO ₂	42,865t-CO ₂	34,832 t-CO ₂	△18.74%
メタン	CH ₄	1,117 t-CO ₂	350 t-CO ₂	△68.67%
一酸化二窒素	N ₂ O	1,230 t-CO ₂	1,090 t-CO ₂	△11.38%
ハイドロフル オルカーボン	HFC	3 t-CO ₂	3 t-CO ₂	0%
六フッ化硫黄	SF ₆	0 t-CO ₂	0 t-CO ₂	△0%
合計		45,215 t-CO ₂	36,275t-CO ₂	△19.77%

温室効果ガス総排出量

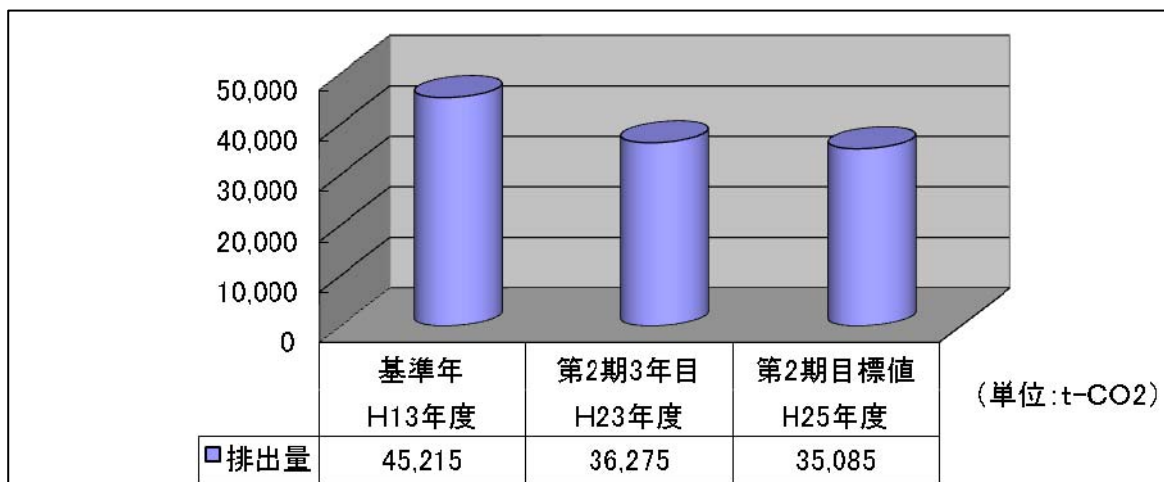


表2 活動区分別達成状況

単位: t - CO₂

項目	年度	H13年度 基準年	H23年度 2期3年目 (実績値)	13年度比		H25年度 目標値 (基準年比)
				数値	(%)	
燃料		2,086	1,592	△494	△23.68%	6.9%
	ガソリン	22	17	△5	△22.73%	△13.6%
	白灯油	1,918	1,403	△515	△26.85%	7.0%
	軽油	128	158	30	23.44%	14.1%
	液化石油ガス(LPG)	18	14	△4	△22.22%	△33.3%
電気		7,648	-1,577	△9,225	△120.6 2%	△82.9%
廃棄物処理		35,476	36,255	779	2.20%	△11.1%
	焼却・埋立・し尿	2,345	1,438	△907	△38.68%	△42.6%
	廃プラスチック焼却	33,131	34,817	1,686	5.09%	△8.9%
その他(車の使用、電気機 械器具)		5	5	0	±0%	±0%
合計		45,215	36,275	△8,940	△19.77%	△22.4%